

平成 29 年度

高齢者インフルエンザ予防接種のご案内

1 対象者

接種時に文京区民の方で、次の（１）または（２）に該当する方

（１）平成29年12月31日現在、満65歳以上で接種を希望される方

（※現在64歳の方は、65歳の誕生日の前日から接種できます。）

（２）平成29年12月31日現在、満60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害のある方（身体障害者手帳1級）で、接種を希望される方

（※現在59歳の方は、60歳の誕生日の前日から接種できます。）

※ 誕生日前日より前に接種を受けますと、全額自己負担となりますのでご注意ください。

2 実施期間

平成29年10月1日から平成30年1月31日まで

※ 医療機関によって、予防接種開始時期が多少異なる場合があります。

3 接種費用

自己負担 2,500円

（期間中1回のみ。接種を受けた医療機関の窓口でお支払いください。）

※ 生活保護世帯の方は、保護証明書を持参すれば自己負担が免除されます。

保護証明書は区役所9階の生活福祉課で発行します。

4 接種場所

別紙「平成29年度高齢者インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧」に掲載されている医療機関

※ 東京23区内であれば各区の契約医療機関でも受けることができます。詳細は、各区の予防接種窓口または、医療機関へお問い合わせください。

5 接種方法

0.5mlを皮下に1回接種します。

（１）事前に医療機関にお問い合わせの上、予約してください。

（２）予防接種の当日に同封の「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」の医師記入欄を除く質問事項に回答し、接種医療機関へ必ずお持ちください。

6 予防接種を受ける前に

インフルエンザの予防接種を受ける前に、2ページ以降の「インフルエンザと予防接種」を必ずお読みください。

インフルエンザと予防接種

1 インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをするにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先にみられますが、ときには春期、夏期にもみられます。

典型的なインフルエンザの症状は、高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れます。あわせて、一般的なかぜと同じように、高齢の方や慢性疾患を持つ方は、肺炎を伴うなど重症化することがあります。

2 インフルエンザの予防

インフルエンザ予防接種は、インフルエンザにかかりにくくなったり、かかったとしても重症化を防ぐ効果があります。

ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後2週間後から約5か月間とされていますので、ワクチンの有効性を高めるためには、一般的に12月中旬までに接種することが望まれます。また、インフルエンザウイルスは変化しながら流行するため、流行が予測されるウイルスにあった予防接種を毎年受けておくことが効果的です。

その他、インフルエンザを予防する有効な方法として、こまめな手洗い、十分な休養とバランスのとれた食事や室内の適度な加湿があげられます。また、感染を広げないために咳が出ている時はマスクを着用するなど、咳エチケットを心がけてください。

3 インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。副反応としては、接種部位の痛み・腫れ・発赤や、筋肉痛・倦怠感・頭痛・発熱などがありますが、いずれも軽度で通常2～3日で消失します。

また、非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などの症状が現れることがあります。接種後、接種部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱など異常な反応や体調の変化が生じた場合は、速やかに医師（医療機関）の診療を受けてください。

なお、予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって現れることもあります。

4 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

インフルエンザの予防接種について、案内をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師、看護師や区保健所に相談しましょう。十分に納得できない場合は接種を受けないでください。

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には接種を受ける方が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人（通常は37.5℃以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシー（通常接種後30分以内におこるひどいアレルギー反応）を起こしたことがあることが明らかな人
- ④ 前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
- ⑤ その他、医師が不適切な状態と判断した場合

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液その他慢性の病気で治療を受けている人
- ② 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ③ 今までに免疫状態の異常を指摘されたことのある人、もしくは近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人
- ⑤ インフルエンザ予防接種の成分または鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーをおこすおそれのある人

(4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

5 他の予防接種との間隔

他の不活化ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン等）の接種を受けた方は、通常6日以上、また生ワクチン（水ぼうそう等）の接種を受けた方は通常27日以上の間隔をおいて接種してください。ただし、医師が必要と認めた場合は、同時に接種することができます。

6 予防接種による健康被害救済制度について

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

7 その他

接種を受ける本人が、麻痺などがあって同意書に署名ができない場合や認知症の症状があって正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重に本人の接種意思の有無を確認した上で、接種適応を決定する必要があります。（最終的に意思が確認できなかった場合には、予防接種法にもとづく接種はできません。）

《お問い合わせ先》

文京区保健衛生部（文京保健所） 予防対策課 感染症係

文京区春日 1-16-21 8F

TEL 03 (5803) 1834

FAX 03 (5803) 1355